

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

新商品「解約制限付信託（みらいのまもり）」の販売開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ^{いけがや みきお}池谷 幹男）は、お客さまの判断能力低下に備え、大切なご資金を守る新たな信託商品「解約制限付信託（みらいのまもり）」を本日より販売を開始しますので、お知らせいたします。

わが国の認知症高齢者の数は、2012（平成 24）年に 462 万人、2025（平成 37）年には約 700 万人と推計され、65 歳以上の高齢者の約 5 人に 1 人に達することが見込まれており※、社会的課題となっています。「解約制限付信託（みらいのまもり）」は、ご自身でさえ簡単には解約できない解約制限をつけることで、認知症を含めた判断能力の低下に備え、大切なご資金を守る信託商品です。

※厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」

商品のポイントは以下の通りとなります。

① 原則解約不可

- ・ご本人さまだけでは中途解約ができません。
 - ・将来、やむを得ず解約する場合は、その解約理由等を受益者代理人さま（※）および当社が確認のうえ、お支払いします。（解約理由等によっては、当社は応じない場合があります。）
- ※ご契約時に、「受益者代理人」を必ず 1 名または 2 名ご指定いただきます。

② 使いみちの限定

- ・「有料老人ホーム等施設の入居一時金」「10 万円以上の医療費」以外では使用できません。
- ・お支払い方法は老人ホーム・病院等への直接の振込に限定します。

③ 専用の口座

- ・本商品専用の口座で管理するため、ほかのご資金と分けて管理することができます。

なお、本商品をご契約のお客さまは、認知症等に関するさまざまな情報・サービスの提供を当社の提携先企業等から受けていただくことができます。

今後も、三菱UFJ信託銀行は、資産管理の機能を活かした広く社会のお役に立てる商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

【商品の概要】

信託金額	・ 1,000 万円以上 上限金額はございません。追加のご入金も可能です。
信託の終了	・ ご本人さまにご相続が開始したとき、信託財産が 10 万円未満になった場合 等
信託報酬	・ 管理報酬：無料 ・ 運用報酬：3 月・9 月の各 25 日および信託期間満了日に、金銭信託 5 年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた金額

以上